

その他の支援制度

制度の名称	生活福祉資金制度による貸付(福祉費・緊急小口資金) 【社協受付】																
制度の内容	<p>金融機関等からの借入れが困難な低所得者世帯、障害者や要介護者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けます。</p> <p>生活福祉資金には、「災害を受けたことにより臨時に必要な費用(福祉費)」と「緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の小額の費用(緊急小口資金)」の貸付けがあります。</p> <p>(1)福祉費</p> <p>①災害臨時：災害を受けたことにより臨時に必要な費用の貸付け ②住宅補修：災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費の貸付け</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">貸付限度額</td> <td>① 150万円 ② 250万円</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>連帯保証人あり：無利子 連帯保証人なし：年 1.5%</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>6か月以内</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>7年以内</td> </tr> </table> <p>※災害援護資金が優先になります。</p> <p>(2)緊急小口資金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">貸付限度額</td> <td>10万円以内</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>無利子</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>貸付の日から2月以内</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>据置期間経過後12月以内</td> </tr> </table> <p>※災害時に、特例貸付が実施される場合には、据置期間や償還期間の延長、要件の緩和、必要書類の軽減などがありますので、詳細は市社会福祉協議会にお問い合わせください。</p>	貸付限度額	① 150万円 ② 250万円	貸付利率	連帯保証人あり：無利子 連帯保証人なし：年 1.5%	据置期間	6か月以内	償還期間	7年以内	貸付限度額	10万円以内	貸付利率	無利子	据置期間	貸付の日から2月以内	償還期間	据置期間経過後12月以内
貸付限度額	① 150万円 ② 250万円																
貸付利率	連帯保証人あり：無利子 連帯保証人なし：年 1.5%																
据置期間	6か月以内																
償還期間	7年以内																
貸付限度額	10万円以内																
貸付利率	無利子																
据置期間	貸付の日から2月以内																
償還期間	据置期間経過後12月以内																
必要書類等	<p>(1)借入申込書、住民票謄本(写)、世帯全員の所得がわかる書類、負債の状況がわかる書類、資金使途の確認できる書類、り災証明書、民生委員調査意見書、貸付送付先口座振込依頼書、印鑑登録証明書 【連帯保証人】住民票謄本(写)、所得のわかる書類、印鑑登録証明書</p> <p>(2)借入申込書、世帯の収入状況表、住民票謄本(写)、本人確認書類、世帯全員の所得がわかる書類、貸付送付先口座振込依頼書、緊急小口資金借用書、印鑑登録証明書、生活福祉資金確認事項報告書</p>																
問合せ先	常陸大宮市社会福祉協議会 ☎ 53-1125																

制度の名称	セーフティネット保証4号
制度の内容	自然災害等の発生に起因して売上高が減少している中小企業者を支援するための保証制度です。
必要書類等	お問い合わせ先にてご確認ください。
問合せ先	茨城県信用保証協会 ☎ 029-224-7811

制度の名称	「令和元年台風19号に伴う災害に関する特別相談窓口」の13都県での設置について
制度の内容	中小企業・小規模事業者・農林漁業者等の皆さまを対象にご融資やご返済に関する特別相談窓口を設置しました。
必要書類等	—
問合せ先	日本政策金融公庫 ☎ 029-221-7137(国民生活事業) ☎ 029-231-4246(中小企業事業) ☎ 029-232-3623(農林水産事業)